

青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
 基準等を定める条例（平成二十四年条例第七十五号）の一部改正【第一条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第七章 [略]</p> <p>第八章 自立訓練</p> <p> 第一節～第四節 [略]</p> <p> 第五節 共生型障害福祉サービスに関する 基準（<u>第百五十一条の二</u>第百五十一条 の五）</p> <p>第九章～第十七章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 [略]</p> <p> 一～六 [略]</p> <p> 七 多機能型 第四章に規定する指定生活介 護の事業、第八章に規定する指定自立訓練 （機能訓練）の事業、第九章に規定する指 定自立訓練（生活訓練）の事業、第十章に 規定する指定就労移行支援の事業、第十一 章に規定する指定就労継続支援A型の事業 及び第十二章に規定する指定就労継続支援 B型の事業並びに青森市指定通所支援の事 業の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例（令和元年青森市条例第一号。 以下「指定通所支援基準条例」という。） 第二章に規定する指定児童発達支援の事業</p> <hr/> <p>_____、指定通所 支援基準条例第四章に規定する指定放課後 等デイサービスの事業、指定通所支援基準 条例第五章に規定する指定居宅訪問型児童 発達支援の事業及び指定通所支援基準条例 第六章に規定する指定保育所等訪問支援の 事業のうち二以上の事業を一体的に行うこ と（指定通所支援基準条例に規定する事業 のみを行う場合を除く。）をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第七章 [略]</p> <p>第八章 自立訓練</p> <p> 第一節～第四節 [略]</p> <p> 第五節 共生型障害福祉サービスに関する 基準（第百五十一条の二第百五十一条 の四）</p> <p>第九章～第十七章 [略]</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 [略]</p> <p> 一～六 [略]</p> <p> 七 多機能型 第四章に規定する指定生活介 護の事業、第八章に規定する指定自立訓練 （機能訓練）の事業、第九章に規定する指 定自立訓練（生活訓練）の事業、第十章に 規定する指定就労移行支援の事業、第十一 章に規定する指定就労継続支援A型の事業 及び第十二章に規定する指定就労継続支援 B型の事業並びに青森市指定通所支援の事 業の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例（令和元年青森市条例第一号。 以下「指定通所支援基準条例」という。） 第二章に規定する指定児童発達支援の事業 、指定通所支援基準条例第三章に規定する 指定医療型児童発達支援の事業、指定通所 支援基準条例第四章に規定する指定放課後 等デイサービスの事業、指定通所支援基準 条例第五章に規定する指定居宅訪問型児童 発達支援の事業及び指定通所支援基準条例 第六章に規定する指定保育所等訪問支援の 事業のうち二以上の事業を一体的に行うこ と（指定通所支援基準条例に規定する事業 のみを行う場合を除く。）をいう。</p>

改正後	改正前
<p>2 [略]</p> <p>(管理者の専従等)</p> <p>第八条 前条第一号の管理者は、専らその職務に従事し、かつ常勤でなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>当該指定居宅介護事業所以外の</u>事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二十七条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。</u></p> <p><u>三～五</u> [略]</p>	<p>2 [略]</p> <p>(管理者の専従等)</p> <p>第八条 前条第一号の管理者は、専らその職務に従事し、かつ常勤でなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある他の</u> _____ 事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定居宅介護の具体的取扱方針)</p> <p>第二十七条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>二～四</u> [略]</p>
<p>2 [略]</p> <p>(居宅介護計画の作成等)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を<u>利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。</u></p>	<p>2 [略]</p> <p>(居宅介護計画の作成等)</p> <p>第二十八条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を<u>交付</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

改正後	改正前
<p>）に交付しなければならぬ。</p> <p>4 サービス提供責任者は、第二項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の業務)</p> <p>第三十二条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p> <p>(管理者の専従等)</p> <p>第四十七条 前条第一号の管理者は、専らその職務に従事するものでなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第五十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法_____ _____第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十四条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する施設入所支援</p>	<p>_____しなければならぬ。</p> <p>4 サービス提供責任者は、_____居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>(管理者及びサービス提供責任者の業務)</p> <p>第三十二条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(管理者の専従等)</p> <p>第四十七条 前条第一号の管理者は、専らその職務に従事するものでなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の_____事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第五十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十四条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する施設入所支援</p>

改正後	改正前
<p>をいう。次項及び第五十四条第三項において同じ。)を同一の施設において一体的に提供している場合については、青森県児童福祉法施行条例第六条に規定する基準（第五十四条第三項において「指定入所施設基準」という。）においてその定めるところによるものとされた児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所施設基準省令」という。）に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>4 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(指定療養介護の取扱方針)</p> <p>第六十条 [略]</p> <p>2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第六十一条 [略]</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれてい</p>	<p>をいう。次項及び第五十四条第三項において同じ。)を同一の施設において一体的に提供している場合については、青森県児童福祉法施行条例第六条に規定する基準（第五十四条第三項において「指定入所施設基準」という。）においてその定めるところによるものとされた児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所施設基準省令」という。）に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>4 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(指定療養介護の取扱方針)</p> <p>第六十条 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>2 [略]</p> <p>(療養介護計画の作成等)</p> <p>第六十一条 [略]</p> <p>2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれてい</p>

改正後	改正前
<p>る環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>7 サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。</p> <p>9・10 [略]</p> <p>11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の業務)</p> <p>第六十二条 [略]</p>	<p>る環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い</p> <p>_____、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（_____利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し_____、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p> <p>6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。</p> <p>7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成したときは、当該療養介護計画を利用者_____に交付しなければならない。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。</p> <p>(サービス管理責任者の業務)</p> <p>第六十二条 [略]</p>

改正後	改正前
<p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第八十一条 指定生活介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 (これらの者を確保することが困難な場合にあつては機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に代えて置くことができる日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。以下同じ。)) 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数</p> <p>五・六 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第八十八条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して</p>	<p>[新設]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第八十一条 指定生活介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 理学療法士又は作業療法士 (これらの者を確保することが困難な場合にあつては機能訓練指導員（理学療法士又は作業療法士に代えて置くことができる日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者をいう。以下同じ。)) 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに当該訓練を行うために必要な数</p> <p>五・六 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(職場への定着のための支援等の実施)</p> <p>第八十八条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター_____ _____ _____ _____等の関係機関と連携して</p>

改正後	改正前
<p>、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p> <p>第九十六条の四 [略]</p> <p>一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第九十四条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項若しくは第九十四条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第百五十一条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第百六十一条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第五十七条に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第八十六条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)</p>	<p>、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)</p> <p>第九十六条の四 [略]</p> <p>一 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第九十四条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項若しくは第九十四条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第百五十一条の二に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第百六十一条の二に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第五十七条に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第八十六条に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)</p>

改正後	改正前
<p>) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第百五十一条の四及び第百六十一条の三において同じ。) を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第九十四条第一項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第九十八条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、十八人) 以下とすること。 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第八十三条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第九十三条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十五条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項若しく </p>	<p>) (以下「共生型通いサービス」という。) を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第百五十一条の三及び第百六十一条の三において同じ。) を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第九十四条第一項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第九十八条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあつては、十八人) 以下とすること。 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第八十三条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第九十三条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十五条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第八十四条第一項若しく </p>

改正後	改正前
<p>は第九十四条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百五十一条の四及び第百六十一条の三において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。</p> <p>表 [略] 三～五 [略]</p> <p>(指定短期入所の取扱方針)</p> <p>第七十条 [略]</p> <p>2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第二十一条 [略]</p> <p>2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(重度障害者等包括支援計画の作成等)</p> <p>第二十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>は第九十四条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第四十六条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第百五十一条の三及び第百六十一条の三において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人(登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。</p> <p>表 [略] 三～五 [略]</p> <p>(指定短期入所の取扱方針)</p> <p>第七十条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>2 [略]</p> <p>(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)</p> <p>第二十一条 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>2 [略]</p> <p>(重度障害者等包括支援計画の作成等)</p> <p>第二十二条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百二十四条 第十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十二条第四項、第三十五条（第一項及び第二項を除く。）から第四十四条まで及び第六十九条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百二十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第四百四十四条 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 （これらの者を確保することが困難な場合にあつては機能訓練指導員） 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上</p> <p>四～六 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五十一条 第十一条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条及び第八十八条の二から第九十五条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」と</p>	<p>3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付 _____ しなければならない。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百二十四条 第十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十一条 _____、第三十五条（第一項及び第二項を除く。）から第四十四条まで及び第六十九条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百二十三条」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第四百四十四条 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 理学療法士又は作業療法士 （これらの者を確保することが困難な場合にあつては機能訓練指導員） 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上</p> <p>四～六 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百五十一条 第十一条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条及び第八十八条の二から第九十五条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」と</p>

改正後	改正前
<p>あるのは「第百五十一条において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百五十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第九項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百五十一条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百五十一条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第百五十一条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百五十一条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十一条」と、第九十二条中「第九十五条第一項」とあるのは「第百五十一条において準用する第九十五条第一項」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第百五十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）</u> <u>第百五十一条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第三百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>二 <u>指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第三百三十八条第一項に規定する指定通所リハビリテーショ</u></p>	<p>あるのは「第百五十一条において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百五十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、<u>同条第八項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百五十一条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十七条第一項」とあるのは「第百五十一条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第百五十一条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百五十一条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十一条」と、第九十二条中「第九十五条第一項」とあるのは「第百五十一条において準用する第九十五条第一項」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第百五十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p><u>[新設]</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ン事業所をいう。以下同じ。）の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第百五十二条第二号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第百三十七条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準） <u>第百五十一条の四</u> [略]</p> <p>（準用）</p>	<p>（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準） <u>第百五十一条の三</u> [略]</p> <p>（準用）</p>

改正後	改正前
<p>第一百五十一条の五 [略]</p> <p>(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p> <p>第一百五十二条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス (第一百五十二条の三に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第二百七条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は当該指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は当該指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所とし</p>	<p>第一百五十一条の四 [略]</p> <p>(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)</p> <p>第一百五十二条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス (第二百七条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 指定通所介護事業者等_____であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等_____を提供するものであること。</p> <p>二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室_____の面積を、指定通所介護等_____の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。</p> <p>三 指定通所介護事業所等の従業者_____の員数が、当該指定通所介護事業所等_____が提供する指定通所介護等_____利用者の数を指定通所介護等_____の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等_____とし</p>

改正後	改正前
<p>て必要とされる数以上であること。</p> <p>四 [略]</p> <p><u>(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）</u></p> <p><u>第一百五十二条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p>一 <u>病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。</u></p> <p>二 <u>病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること</u></p> <p>○</p> <p>イ <u>利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること</u></p> <p>○</p> <p>ロ <u>利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若し</u></p>	<p>て必要とされる数以上であること。</p> <p>四 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

改正後	改正前
<p><u>くは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。</u></p> <p><u>三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第百六十一条 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十七條、第八十八條の二から第九十五條まで、第百四十九條及び第百五十條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百六十一条において準用する第九十二條」と、第六十條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百六十一条において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>同条第九項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二條中「前條」とあるのは「第百六十一条において準用する前條」と、第九十二條中「第九十五條第一項」とあるのは「第百六十一条において準用する第九十五條第一項」と、第九十五條第一項中「前條」とあるのは「第百六十一条において準用する前條」と読み替えるものとする。</p> <p>（実習の実施）</p> <p>第百六十九條 [略]</p> <p>2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所</p>	<p>（準用）</p> <p>第百六十一条 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十七條、第八十八條の二から第九十五條まで、第百四十九條及び第百五十條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百六十一条において準用する第九十二條」と、第六十條第一項中「次條第一項」とあるのは「第百六十一条において準用する次條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、<u>同条第八項</u>中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二條中「前條」とあるのは「第百六十一条において準用する前條」と、第九十二條中「第九十五條第一項」とあるのは「第百六十一条において準用する第九十五條第一項」と、第九十五條第一項中「前條」とあるのは「第百六十一条において準用する前條」と読み替えるものとする。</p> <p>（実習の実施）</p> <p>第百六十九條 [略]</p> <p>2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所</p>

改正後	改正前
<p>、障害者就業・生活支援センター_____</p> <p>_____及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第七十三条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、第八十七条、第八十八条、第八十九条から第九十五条まで、第四百四十八条、第四百四十九条及び第四百五十九条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第七十三条において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第七十三条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第七十三条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第七十三条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるの</p>	<p>、障害者就業・生活支援センター<u>(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)</u>及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第七十三条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、第八十七条、第八十八条、第八十九条から第九十五条まで、第四百四十八条、第四百四十九条及び第四百五十九条の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第七十三条において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第七十三条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第七十三条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第七十三条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるの</p>

改正後	改正前
<p>は「第七十三条」と、第九十二条中「第九十五条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する第九十五条第一項」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十三条において準用する前条」と、第五十九条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第九十一条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、第八十七条、第八十九条から第九十五条まで、<u>第四百四十八条、第四百四十九条、第八十一条第六項</u>及び第八十二条から第八十四条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十一条において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第九十一条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項</p>	<p>は「第七十三条」と、第九十二条中「第九十五条第一項」とあるのは「第七十三条において準用する第九十五条第一項」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第七十三条において準用する前条」と、第五十九条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第九十一条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、第八十七条、第八十九条から第九十五条まで、<u>第四百四十八条、第四百四十九条</u>_____及び第八十二条から第八十四条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十一条において準用する第九十二条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十一条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第九十一条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項</p>

改正後	改正前
<p>」とあるのは「第九十一条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第九十一条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第九十一条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十一条」と、第九十二条中「第九十五条第一項」とあるのは「第九十一条において準用する第九十五条第一項」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第九十一条において準用する前条」と、第九十一条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第九十条第一項の工賃」と、第九十二条第一項中「第九十六条」とあるのは「第九十一条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第九十五条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条（第一項を除く。）、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第五十三条、第六十条から第六十三条まで、第七十一条、第七十三条、第七十七条、第七十八条、第八十七条、第九十条、第九十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十四条（第一項を除く。）、第九十五条、第九十一条第六項、第九十二条から第九十四条まで及び第九十七条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十三条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条におい</p>	<p>」とあるのは「第九十一条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第九十一条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第九十一条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十一条」と、第九十二条中「第九十五条第一項」とあるのは「第九十一条において準用する第九十五条第一項」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第九十一条において準用する前条」と</p> <hr/> <p>_____、第九十二条第一項中「第九十六条」とあるのは「第九十一条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第九十五条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条（第一項を除く。）、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第五十三条、第六十条から第六十三条まで、第七十一条、第七十三条、第七十七条、第七十八条、第八十七条、第九十条、第九十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十四条（第一項を除く。）、第九十五条、_____、第九十二条から第九十四条まで及び第九十七条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十三条」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条におい</p>

改正後	改正前
<p>て準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第九十五条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第九十五条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十五条」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第九十一条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第九十四条第一項の工賃」と、第九十二条第一項中「第九十六条」とあるのは「第九十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(サービス管理責任者の業務)</p> <p>第九十五条の六 [略]</p> <p>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第九十五条の七 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の</p>	<p>て準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第九十五条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第九十五条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第九十五条」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と</p> <hr/> <p>、第九十二条第一項中「第九十六条」とあるのは「第九十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(サービス管理責任者の業務)</p> <p>第九十五条の六 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>(実施主体)</p> <p>第九十五条の七 指定就労定着支援事業者は、過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活</p>

改正後	改正前
<p><u>事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第九十五条の十四 指定自立生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数）をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p><u>イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数</u></p> <p><u>(1) 利用者の数が六十以下 一以上</u></p> <p><u>(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</u></p> <p><u>ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数</u></p> <p><u>(1) 利用者の数が三十以下 一以上</u></p> <p><u>(2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を</u></p>	<p><u>介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第九十五条の十四 指定自立生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、次のイ又はロに掲げる利用者の数（前年度の平均値（新規に事業を開始する場合にあっては推定数）をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p><u>イ 利用者の数が三十以下 一以上</u></p> <p><u>ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上</u></p> <p>2 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p>

改正後	改正前
<p><u>総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p> <p><u>4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。</u></p> <p>。</p> <p>5 [略]</p> <p>第九十五条の十七 削除</p>	<p>[新設]</p> <p>3 [略]</p> <p><u>（実施主体）</u> <u>第九十五条の十七 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談</u></p>

改正後	改正前
<p>(定期的な<u>訪問等</u>による支援)</p> <p>第九十五条の十八 指定自立生活援助事業者は、<u>定期的に</u> _____ 利用者の居宅を訪問することにより、<u>又はテレビ電話装置等を活用して</u>、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第九十五条の二十 第十一条から第二十五条まで、第三十一条、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十三条まで、第六十条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第九十五条の六、第九十五条の十及び第九十五条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十五条の二十において準用する第九十五条の十」と、<u>第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条の二十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、<u>同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第九十六条 共同生活援助に係る指定障害福</p>	<p><u>支援事業者（法第五十一条の二十二第一項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。</u></p> <p>(定期的な<u>訪問</u>による支援)</p> <p>第九十五条の十八 指定自立生活援助事業者は、<u>おおむね週に一回以上</u>、利用者の居宅を訪問することにより _____、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第九十五条の二十 第十一条から第二十五条まで、第三十一条、第三十五条から第三十七条まで、第三十八条から第四十三条まで、第六十条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第九十五条の六、第九十五条の十及び第九十五条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第九十五条の二十において準用する第九十五条の十」と _____、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、<u>同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第九十六条 共同生活援助に係る指定障害福</p>

改正後	改正前
<p>祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、<u>排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に</u><u>行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に</u>行うものでなければならない。</p>	<p>祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、<u>排せつ又は</u> <u>食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に</u> _____ _____ _____ _____ 行うものでなければならない。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(入退居) 第百九十九条の二 [略]</p>	<p>(入退居) 第百九十九条の二 [略]</p>
<p>2 [略]</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居のときは、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助<u>を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助</u>を行わなければならない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居のときは、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助 _____ _____ を行わなければならない。</p>
<p>4 [略]</p>	<p>4 [略]</p>
<p>(指定共同生活援助の取扱方針) 第百九十九条の五 [略]</p>	<p>(指定共同生活援助の取扱方針) 第百九十九条の五 [略]</p>
<p><u>2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。</u></p>	<p><u>[新設]</u></p>
<p>3 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>4 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p>(サービス管理責任者の業務)</p>	<p>(サービス管理責任者の業務)</p>

改正後	改正前
<p>第九十九条の六 [略]</p> <p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p><u>第九十九条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百二条の十において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p><u>5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況</u></p>	<p>第九十九条の六 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u></p> <p>。</p> <p>(協力医療機関等)</p> <p>第二百一条の四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)</u>との間で、<u>新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)</u>の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</p> <p><u>4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百二条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条_____、第七十八条、第九十一条、第九十三条、第九十五条及び第百五十九条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百条の三」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項</p>	<p>(協力医療機関等)</p> <p>第二百一条の四 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>(準用)</p> <p>第二百二条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十七条、第七十八条、第九十一条、第九十三条、第九十五条及び第百五十九条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百条の三」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項</p>

改正後	改正前
<p>」とあるのは「第二百二条において準用する第五十六条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第二百二条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百二条」と、第九十五条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百二条において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十九条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定めるものに限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定めるものを除く。)」のとあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第二百二条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に</p>	<p>」とあるのは「第二百二条において準用する第五十六条第一項」と、同項第二号中「第六十一条」とあるのは「第二百二条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二条において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百二条」と、第九十五条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百二条において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十九条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定めるものに限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定めるものを除く。)」のとあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。</p> <p>(この節の趣旨)</p> <p>第二百二条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる<u>入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助</u>をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に</p>

改正後	改正前
<p>関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二百二条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、<u>排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(地域との連携等)</u></p> <p>第二百二条の十 <u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p><u>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p> <p><u>3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければな</u></p>	<p>関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第二百二条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、<u>排せつ又は</u> <u>食事の介護その他の日常生活上の援助</u> _____ を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(協議の場の設置等)</u></p> <p>第二百二条の十 <u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p>

改正後	改正前
<p><u>らない。</u></p> <p>4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p> <p>5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。</p> <p>6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、 _____ _____ 、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</p> <p>（準用） 第二百二条の十一 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条_____ _____ 、第七十八条、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第九十五条の二、第九十九條の二から第九十九</p>	<p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況 _____ _____ 等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の _____ _____ 報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。</p> <p>（準用） 第二百二条の十一 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十七条、第七十八条、第九十一条、第九十三条、第九十五条、第九十五条の二、第九十九條の二から第九十九</p>

改正後	改正前
<p>十九条の七まで及び第二百条の三から第二百一条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。</p> <p>この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第二百条の三」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二条の十一において読み替えて準用する第六十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条第一項」とあるのは「第二百二条の十一において読み替えて準用する第六十一条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百二条の十一」と、第九十五条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十九条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。</p> <p>（この節の趣旨）</p> <p>第二百二条の十二 第一節から第四節までの規</p>	<p>十九条の六まで及び第二百条の三から第二百一条の四までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。</p> <p>この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第二百条の三」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百二条の十一において読み替えて準用する第六十一条第一項」と、同項第二号中「第六十一条第一項」とあるのは「第二百二条の十一において読み替えて準用する第六十一条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百二条の十一」と、第九十五条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百二条の十一において準用する第二百一条の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第百五十九条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。））」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。））」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。））」と読み替えるものとする。</p> <p>（この節の趣旨）</p> <p>第二百二条の十二 第一節から第四節までの規</p>

改正後	改正前
<p>定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百二条の二十二において読み替えて準用する第六十一条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助<u>又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>（第二百二条の十四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二百二条の十三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、<u>排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助</u>を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第二百二条の二十二において読み替えて準用する第六十一条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助_____</p> <p>_____（第二百二条の十四第一項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行う者の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二百二条の十三 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、<u>排せつ又は</u>_____食事の介護その他の日常生活上の援助_____</p> <p>_____を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百二条の二十二 第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十三條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條、第六十九條、第七十三條_____、第七十八條、第九十一條、第九十三條、第九十五條、第一百五十九條の二、第百九十九條の二から第百九十九條の七まで、第二百條、第二百條の二、第二百一條の二から第二百一條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十八條第二項第一号中「第五十六條第一項」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第五十六條第一項」と、同項第二号中「第六十一條」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第六十一條」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第九十一條」と、同項第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは「第二百二条の二十二」と、第九十五條第一項中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第二百一條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十九條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型</p>	<p>2 [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第二百二条の二十二 第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十三條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條、第六十九條、第七十三條、第七十七條、第七十八條、第九十一條、第九十三條、第九十五條、第一百五十九條の二、第百九十九條の二から第百九十九條の六まで、第二百條、第二百條の二、第二百一條の二から第二百一條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第七十八條第二項第一号中「第五十六條第一項」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第五十六條第一項」と、同項第二号中「第六十一條」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第六十一條」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第九十一條」と、同項第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは「第二百二条の二十二」と、第九十五條第一項中「前條の協力医療機関」とあるのは「第二百二条の二十二において準用する第二百一條の四第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、第一百五十九條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同條第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型</p>

改正後	改正前
<p>自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第二百三条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所_____</p> <p>_____及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十一条第一項第五号、第四百四十四条第一項第二号及び第四号、第五百五十五条第一項第二号、第六百六十五条第一項第二号並びに第七百七十五条第一項第二号（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定（常勤の職員の員数に関する部分に限る。）にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所_____及び指定放</p>	<p>自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第二百条第三項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>（従業者の員数等に関する特例）</p> <p>第二百三条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下この条において同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十一条第一項第五号、第四百四十四条第一項第二号及び第四号、第五百五十五条第一項第二号、第六百六十五条第一項第二号並びに第七百七十五条第一項第二号（第八十八条において準用する場合を含む。）の規定（常勤の職員の員数に関する部分に限る。）にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者を、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放</p>

改正後	改正前
<p>課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第八十一条第一項第六号、第四百四十四条第一項第六号、第五百五十五条第一項第五号、第六百六十五条第一項第四号及び第七百七十五条第一項第三号(第八十八条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第二百八条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 <u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u> 一以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)</p> <p>五～七 [略]</p> <p>2 前項第四号の<u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な特定基準</p>	<p>課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第八十一条第一項第六号、第四百四十四条第一項第六号、第五百五十五条第一項第五号、第六百六十五条第一項第四号及び第七百七十五条第一項第三号(第八十八条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第二百八条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 <u>理学療法士又は作業療法士</u> 一以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)</p> <p>五～七 [略]</p> <p>2 前項第四号の<u>理学療法士又は作業療法士</u>を確保することが困難な特定基準</p>

改正後	改正前
<p>該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（管理者の専従等）</p> <p>第二百九条 前条第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事するものでなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事すること 又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第二百十一条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条第二項、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条、第八十九条から第九十一条まで、第九十二条（第十号を除く。）及び第九十三条から第九十五条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第九十二条」と、第十七条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第三十八条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十三条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに</p>	<p>該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所を除く。）は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（管理者の専従等）</p> <p>第二百九条 前条第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事するものでなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事すること _____</p> <p>_____ ができるものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第二百十一条 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条第二項、第三十条、第三十五条の二、第三十七条の二から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十七条、第七十八条、第八十四条、第八十九条から第九十一条まで、第九十二条（第十号を除く。）及び第九十三条から第九十五条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第九十二条」と、第十七条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第三十八条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十三条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに</p>

改正後	改正前
<p>、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、三月）」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第六十一条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十一条第一項」と、第九十一条第一号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第二百十二条 指定障害福祉サービス事業者及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面</p>	<p>、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、三月）」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する前条」と、第七十八条第二項第一号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第二十一条第一項」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第六十一条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する第九十一条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第二百十一条第一項」と、第九十一条第一号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第九十五条第一項中「前条」とあるのは「第二百十一条第一項において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第二百十二条 指定障害福祉サービス事業者及び従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面</p>

改正後	改正前
<p>(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十二条第一項(第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第九十六条、第九十六条の五、第二百二十四条、第二百五十一条、第二百五十一条の五、第六十一条、第六十一条の四、第七十三条、第八十六条、第九十一条、第九十五条、第九十五条の十二、第九十五条の二十並びに第二百十一条第一項において準用する場合を含む。)、第十六条(第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第二百二十四条、第二百五十一条、第二百五十一条の五、第六十一条、第六十一条の四、第七十三条、第八十六条、第九十一条、第九十五条、第九十五条の十二、第九十五条の二十、第二百二条、第二百二条の十一、第二百二条の二十二並びに第二百十一条第一項において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項、第五十条第一項(第一百一十一条の四において準用する場合を含む。)、第九十九条の三第一項(第二百二条の十一及び第二百二条の二十二において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十二条第一項(第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第九十六条、第九十六条の五、第二百二十四条、第二百五十一条、第二百五十一条の四、第六十一条、第六十一条の四、第七十三条、第八十六条、第九十一条、第九十五条、第九十五条の十二、第九十五条の二十並びに第二百十一条第一項において準用する場合を含む。)、第十六条(第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の四、第五十条第一項及び第二項、第七十九条、第九十六条、第九十六条の五、第一百一十一条、第一百一十一条の四、第二百二十四条、第二百五十一条、第二百五十一条の四、第六十一条、第六十一条の四、第七十三条、第八十六条、第九十一条、第九十五条、第九十五条の十二、第九十五条の二十、第二百二条、第二百二条の十一、第二百二条の二十二並びに第二百十一条第一項において準用する場合を含む。)、第五十五条第一項、第五十条第一項(第一百一十一条の四において準用する場合を含む。)、第九十九条の三第一項(第二百二条の十一及び第二百二条の二十二において準用する場合を含む。))及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 [略]</p>

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)</p> <p>第七条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百二条又は第二百二条の二十二において準用する第六十一条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第五条に定める期間内に附則第六条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第五項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。</p> <p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>第九条 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令</p>	<p>附 則</p> <p>(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)</p> <p>第七条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百二条又は第二百二条の二十二において準用する第六十一条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第五条に定める期間内に附則第六条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。</p> <p>(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>第九条 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>2 第二百条第三項及び第二百二条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令</p>

改正後	改正前
<p>第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。</p> <p>一・二 [略]</p> <p>3 [略]</p>